

長期履修学生の申請について

長期履修とは、職業を有している等の特別な事情により、1年間に履修可能な単位数や研究指導を受ける時間が制限されるため、修業年限である4年を超えて在学し、一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修することで卒業を目指すものです。

長期履修学生の申請を希望する学生は、以下を確認の上、必要書類を提出してください。なお、審議の結果認められない場合もありますので、留意してください。

※本制度は、特別な事情を有する者が、計画的に履修を進めるために申請する特別な制度です。

1.長期履修学生として申請できる者

次のいずれかに該当する学生です。

- ①夜間主コースに所属し、1日8時間週3日以上勤務し、6か月以上にわたり継続して雇用されている者
- ②夜間主コースに所属し、1日4時間週4日以上勤務し、6か月以上にわたり継続して雇用されている者
- ③夜間主コースに所属し、家事従事者、育児又は介護にあたっている者
- ④特別修学支援室に登録している者
- ⑤その他、①～④に準ずる者であると教務委員会で判断した者

2.申請期限及び必要書類等

○申請期限

令和7年3月13日（金）【厳守】

※令和8年度前期からの長期履修を希望する場合は、上記期限までに必ず申請してください。

○必要書類

- (1) 長期履修学生申請書
- (2) 在職証明書又は在職が確認できる書類（職業を有している者）
母子手帳、介護者の診断書など（育児・介護等を行う者）
戸籍謄本など（家事従事者）
医師の診断書に基づく特別修学支援室長の意見書など（特別修学支援室に登録している者）
※ (2) について、写真データの提出も可。
- (3) その他本学が必要と認める書類（指示があった場合のみ提出）

○提出方法

上記の書類をそろえて、お問い合わせフォームにて提出

■お問い合わせフォーム <https://www.otaru-uc.ac.jp/inquiry/form/>

（授業・履修登録・試験・成績（学部）を選択すること）



3.留意事項

①長期履修学生としての在学期間

長期履修学生として、修業年限4年を超えて履修できる期間の限度は4年とし、6か月を単位として認めます。最長在学年限は、休学の期間を除いて8年とし、最長在学年限を超えて在学することはできません。

②長期履修学生期間の変更

長期履修学生期間（長期履修学生として認められた在学期間を指す）の延長及び短縮については、相当の理由があると認められる場合にのみ、1回に限り変更することができます。

申請方法等詳細については、例年8月頃に通知します。

③長期履修学生の授業料

○授業料の計算方法

長期履修学生期間の授業料は、標準修業年限に相当する年数に係る授業料（1年次～卒業年次までに支払う授業料）を、長期在学期間の年数（長期在学期間に6ヶ月がある場合は2分の1とする）で除した額を支払うこととなります。

※その額に10円未満の端数があるときは、切り上げます。

※授業料の額が改訂された場合は、改訂後の金額をもとに再計算されます。

<標準的なケース>

区分	授業料（年額）						授業料総額
標準修業年限 4年	1年次(1年目)	2年次(2年目)	3年次(3年目)	4年次(4年目)			1,071,600
	267,900	267,900	267,900	267,900			
長期履修学生期間 6年 (入学時に長期履修学生申請)	1年次(1年目)	2年次(2年目)	3年次(3年目)	4年次(4年目)	4年次(5年目)	4年次(6年目)	
	178,600	178,600	178,600	178,600	178,600	178,600	

④長期履修学生の学科所属

通常の学生と同様に、2年次にはいずれかの学科に所属する必要があります。詳細は、入学後に配付される「履修の手引き」を確認してください。

⑤長期履修学生の研究指導の履修

卒業所要単位に算入される単位を46単位以上修得した翌年度（3年次に進級する年度）より、研究指導を履修することができます。なお、履修方法等は通常の学生と同様ですので、履修の手引きを確認してください。